

武庫川女子大学歴史文化学会会則

第1条 本会は武庫川女子大学歴史文化学会と称する。

第2条 本会の事務局は武庫川女子大学文学部歴史文化学科内に置く。

第3条 本会は歴史学及び関係諸学の学術研究の進展普及と、会員間の研究交流を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 1, 会誌『歴史文化』の発行
- 2, 総会、歴史文化に関する講演会、その他の会合やイベント等の開催
- 3, その他本会の目的達成のために必要な事業

第5条 本会の会員は、正会員・学生会員・その他の会員により構成される。武庫川女子大学文学部歴史文化学科の専任教職員は正会員、同学科に在籍する正規学生は学生会員となる。その他、本会の目的に賛同し入会を希望する個人および団体は、第11条に規定する委員会の議を経て代表の承認を得れば会員となることができる。

第6条 本会の会費は無料とする。

第7条 本会の最高議決機関は全会員により構成される総会とする。総会の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。総会は毎年1回開く。

第8条 会員は総会における議決権を有し、会誌の頒布をうけ、第4条の事業に参加することができる。

第9条 本会にはつぎの役員を置く。

- 1, 代表 1名を正会員の中から正会員の互選により選出する。
- 2, 学会委員 若干名を正会員の中から総会の決議により選出する。
- 3, 学生委員 若干名を学生会員の中から総会の決議により選出する。

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条 役員は会務分掌および事務担当はつぎの通りとする。

- 1, 代表は本会を代表し、会務を統括する。
- 2, 代表・学会委員・学生委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
- 3, 代表の指名により、本会の事務を担当する事務担当者を置く。

第12条 会則の変更は総会において議決するものとする。

附則 この会則は、2025年6月1日より施行する。